

STOP! ネット犯罪

知ってますか？ ネットにまつわる犯罪

1

親に怒られて
まじム力つく～
学校もつまらないし
もう家出したいよ

神待ち掲示板

あーあ
家出したい

どうしたの？
DMで相談に
のるよー

え？

ピロン♪

STOP! 被害を誘引するような書き込み（援助交際や自殺・家出希望等）をしてはいけません。

子供の弱みにつけ込もうとする大人が SNS で待ち伏せしています。

2

この人優しいし
いつでも相談に
乗ってくれる！

DM でやり取り
始めて良かった♪

しかも
イケメン♪

ダイレクトメッセージ

ホント家も学校も
つまらないよね

一緒にごはん食べ
ようよ！泊まると
こもあるからさ

一回会おう
迎えに行くよ

STOP! しつこく要求する人は怪しい人。

被害に遭った多くの場合で、DM（ダイレクトメッセージ）でのメッセージ交換や、他の SNS での 1 対 1 のやり取りへ誘引されています。

3

ネットでのイメージと
全然違う…でも怖くて
断れない…

ほろ早く
乗れよ！

STOP! 実際に会いに行っても
はいけません。

SNS では簡単に他人になります。
SNS では簡単に他人になります。

加害者はわいせつ目的
又は金銭目的等で
被害者へ近づいてくる。

不審者が SNS 上で子供に接触する仕組み



警察庁・千葉県警察

被害事例

児童ポルノ、児童買春などの被害が全国で発生!!

CASE1 自撮り被害に注意

女子小学生（9歳）は、SNSで知り合った男と親しくなっていくうちに「服を着替えられる？」等と言葉巧みに誘導され、スマートフォンの無料通信アプリで自分の裸の写真や動画を送信させられた。

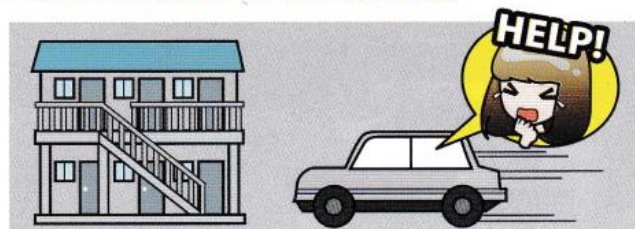


STOP! 他人に見られて恥ずかしい写真や動画を送ってはいけません。写真や動画を一度送ってしまうと、回収が困難で、取り返しのつかないことになります。

不同意わいせつ・児童ポルノ製造被害

CASE2 悩み相談から・・・誘拐された

女子中学生（14歳）は、SNSで知り合った男に、無料通信アプリで悩みを相談していたところ、「慰めてあげる」等言葉巧みに誘い出され、加害者の自宅に連れ込まれた。



STOP! インターネットで知り合った相手と実社会で会うと深刻な被害につながることがあります。インターネットのやりとりだけでは、相手の本当の素性はわかりません。

未成年者誘拐被害

CASE3 男子も被害にあっている

男子小学生（11歳）は、動画投稿サイトに自身が映る動画を投稿していたところ、加害者に目を付けられ、無料通信アプリを通じて、女の子になりすました加害者に自分の裸の写真を送信させられた。



STOP! 性被害にあっているのは女子だけではなく、男子も注意が必要です。

不同意わいせつ・児童ポルノ製造被害

CASE4 交際相手に裸の写真を拡散された

女子中学生（14歳）は、交際相手（15歳）に裸の写真を求められ、「送ってくれないなら別れる」等と追い込まれて自分の裸の写真を送ってしまった。その後、交際を断ったところ逆恨みされ、インターネット上に自分の裸の写真が拡散されてしまった。



STOP! 裸の写真を送ってしまうと、それをネタに更にひどい被害を受けることになります。どんな理由をつけられても、誰にもそのような写真を送ってはいけません。

児童ポルノ製造・提供被害

SNSに起因する事犯に係る学職別の被害児童の推移

令和5年におけるSNSに起因する事犯の被害児童数は、1,665人であり、前年からは4%減少したもののおおむね横ばい状態であり、依然として高い水準で推移しています。

被害児童を学職別で見ると高校生と中学生で全体の87.7%を占めています。

また、小学生は139人であり、前年と比較して21.9%増加しています。

※ SNSとは、本統計では、通信ゲームを含み、届出のある出会い系サイトを除いたものをいう。
※ SNSに起因する事犯とは、SNSを通じて面識のない被疑者と被害児童が知り合い、交際や知人関係等に発展する前に被害にあった事犯をいう。
※ 対象犯罪は、児童福祉法違反、児童買春・児童ポルノ禁止法違反、青少年保護育成条例違反、重要犯罪等（殺人、強盗、放火、不同意性交等、略取誘拐、人身売買、不同意わいせつ、逮捕監禁）、面会要求等及び第2条から第6条に規定する罪（面会要求及び性的姿勢撮影等処罰法違反は令和5年から追加）



※ 刑法の一部が改正（令和5年7月13日施行）され、強制性交等及び強制わいせつの罪名、構成要件が改められたことに伴い、「強制性交等」を「不同意性交等」に、「強制わいせつ」を「不同意わいせつ」に変更した。

不正アクセスなど 子供による犯罪も発生!!

非行事例

CASE1 ネットの中傷で逮捕

少年(18歳)は、1年以上にわたりSNSに男子高校生(18歳)を中傷する書き込みをし、これに悩んだ男子高校生が自殺し、少年は逮捕された。



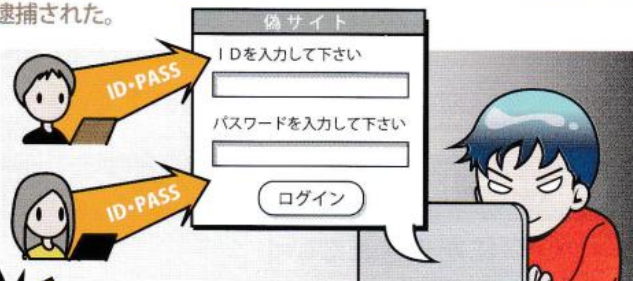
STOP! たかがネットの書き込みと思っても、中傷される側の被害者にとっては、自ら命を絶ってしまうような重大な事態に陥ることになります。

刑法:名誉毀損

(3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金)

CASE2 軽い気持ちでやっていた

男子高校生(16歳)は、国際的ハッカー集団に憧れてSNSサイト等を模したフィッシングサイトをインターネット上に公開し、当該サイトを閲覧した者のIDやパスワードを不正に取得し、逮捕された。



STOP! 他人のIDやパスワードを不正に取得する目的でフィッシングサイトを公開することは違法です。

不正アクセス禁止法違反

(1年以下の懲役又は50万円以下の罰金)

CASE3 いたずらしようと思って

少年ら(14~19歳)は、フリーマーケットアプリに出品されていたコンピュータウイルスの入手マニュアルを購入し、同ウイルスをいたずら目的で取得した。



STOP! コンピュータウイルスは誰かに感染させる目的で持っているだけで犯罪になります。安易な気持ちで取得してはいけません。

刑法:不正指令電磁的記録取得

(2年以下の懲役又は30万円以下の罰金)

CASE4 子供が誘うのも犯罪です

男子高校生(15歳)は、出会い系サイトに「高校生です。Hなどとしてくれる女友達募集中です。」などと書き込みをした。



STOP! 出会い系サイトに人を児童との性交等の相手方となるよう誘う書き込みをすることは、子供であっても違法です。

出会い系サイト規制法違反

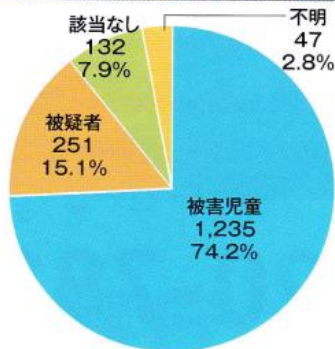
(100万円以下の罰金)

SNSに起因する事犯に係る最初に投稿した者

令和5年におけるSNSに起因する事犯において、被害児童と被疑者が知り合うきっかけとなった最初の投稿者の割合は、被害児童からの投稿が約4分の3を占めています。

※「該当なし」とは、ランダム通話等の場合をいう。

※構成比は、小数点以下第2位で四捨五入しているため、合計が必ずしも100%とは限らない。



携帯型のゲーム機や音楽プレーヤーは大丈夫?



携帯型のゲーム機や音楽プレーヤーの中には、無線LAN(Wi-Fi)でインターネットに接続可能なものがあります。駅やコンビニエンスストアなど無線LAN(Wi-Fi)が設置されている場所では、ゲーム機等もインターネットにつながります。このような機器にもフィルタリングを設定し、保護者がきちんと管理しましょう。

ちょっと待て！その
ネット

闇バイトは犯罪です！

ちょっと待て！その
ネット

闇バイト

はSNSやインターネット掲示板などで、短時間で高収入が得られるなど甘い言葉で募集しています。応募してしまうと、詐欺の受け子や出し子、強盗の実行犯など犯罪組織の手先として利用され、犯罪者となってしまいます。

一度でも「闇バイト」をしてしまうと…

- ☑ やめたいと思っても脅されて、やめられない！
△応募の時に送った身分証明書から「家族に危害を加える」などと脅されることも
- ☑ 懲役や被害者への損害賠償…あなたの人生が台無しに！
△罰則 詐欺：懲役10年以下・強盗：懲役5年以上（最大20年）
- ☑ 犯罪組織は助けてくれない！「闇バイト」は使い捨て！

「闇バイト」に手を出さないために…

- ☑ 甘い言葉にだまされない！
△こんな言葉に注意！「高額バイト」「即日現金」「簡単高収入」「ホワイト案件」「書類を受け取るだけ」等
- ☑ 怪しいと思ったら、家族や警察に相談！
- ☑ 楽をして大金を稼げるアルバイトはない！



家庭のルール

犯罪やトラブルから子供を守るために、フィルタリングの利用とともに、日ごろから家庭でのコミュニケーションをとり、子供にインターネットの危険性を教えることや、一緒に家庭のルールを作ることが大切です。

▼以下の点を子供に注意しているか、チェックしてみましょう！

- ☐ 接続するサイトやダウンロードするアプリは保護者に確認する。
- ☐ 個人を特定される情報を書き込まない。
- ☐ 知らない人と電話やメール、メッセージの交換をしない。
- ☐ 他人のID・パスワードを勝手に使わない。
- ☐ 下着姿や裸の写真は撮らない、撮らせない。
- ☐ 利用料金や利用時間を決める。
- ☐ 困ったことがあれば、必ず保護者にすぐに相談する。
- ☐ ルールを守れなかった時のルールを決める。



身近に潜むネット依存

ゲーム、SNS、動画など様々なコンテンツを切れ目なく使っているうちにスマートフォンから手が離せなくなるインターネット依存。子供の生活習慣を乱すとともに、インターネット上のリスクにあいやすくなり、犯罪被害に巻き込まれることがあります。保護者がきちんと子供のインターネット利用を見守っていく必要があります。



相談窓口

ひとりで悩まず相談を

千葉県警察少年センターは、少年（20歳未満）や保護者からの非行や犯罪の被害に関する相談に応じています。

ヤング・テレホン
(電話相談)

フリーダイヤル



ナ ヤ ミ ヨ ク ナ ル

0120-783-497

月曜日～金曜日（祝祭日、年末年始を除く） 9時00分～17時00分